

「劇場、音楽堂等の制度的な在り方に関する中間まとめ（案）」
に関する意見募集における主な意見

全 般

- 本中間まとめにおいては、芸術文化環境の東京一極集中の問題を指摘し、これに対応することが国及び地方公共団体の責務とするなど、全体として地域への視点が盛り込まれており、評価する。
- 文化芸術振興基本法第2条第5項において「文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない」とある一方、本中間まとめにおいては、文化の多様性の確保よりも、「水準」を高めるという姿勢が強調されているように感じられる。

2. 基本的考え方

（音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術の役割等）について

- 音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術を「国民全体の社会的財産」とであると位置づけたことを評価する。
- 文化芸術の役割として、文化芸術の分野で我が国の国際的評価が高まり、国際協調、国際平和の増進に寄与できるとの視点も必要である。また、国民の生活への潤いや活力の付与、次世代育成といった効果も記載すべきである。

（劇場、音楽堂の機能）について

- 劇場、音楽堂を、鑑賞のみならず、「創造発信拠点としての機能を有する」ものであること、「国民の生活に新しい価値を付与する公共財」とであると位置づけたことを評価する。
- 文化芸術振興基本法及び第3次基本方針において、文化芸術の社会包摂機能を位置づけているにもかかわらず、本中間まとめでは、劇場、音楽堂の社会包摂機能という視点が欠落している。多くの非営利型の劇場、音楽堂は「社会包摂機能を持つ拠点施設」と位置づけられるべきである。
- 劇場、音楽堂の機能として、文化芸術を企画制作する創造発信拠点、鑑賞する機会を提供する拠点、地域住民が文化芸術活動を行う拠点、文化芸術に関する情報を発信する拠点としての機能を有するという点は賛成である。しかしながら、これらの柱のバランスは、地方の実情によって異なってくるものであり、地方の実情に応じてバランスよく実施することが求められる。
- これまで定義のあいまいであった公立文化施設を劇場、音楽堂等と再定義することは重要であると評価するが、今後、建築基準法等に規定される「劇場」との整合性を整理する必要がある。

3. 検討対象

- 公立の劇場、音楽堂等がない地域だけでなく、公立の劇場、音楽堂等がある地域においても民間事業者による活動は重要であり、全ての民間事業者の活動の重要性について明記すべきである。

4. 法的基盤の内容として考えられる事項

(1) 総論

- ② 劇場、音楽堂等を設置又は運営する民間事業者の役割について
 - 「民間事業者が設置又は運営する劇場、音楽堂等」の「民間事業者」には、公立の劇場、音楽堂等を指定管理者制度により運営する民間事業者も含まれていると考えるが、地方公共団体が設立し資金を拠出している法人は、この「民間事業者」に含まれると考えてよいか。あるいは、地方公共団体に含まれるのか。
- ③ 劇場、音楽堂等の設置者等と文化芸術団体等との連携について
 - 「情報を発信する拠点」「新しい価値を付与する公共財」として劇場、音楽堂等を再生するためには、日本の中心的劇場である新国立劇場が、地方の拠点劇場と活発な連携を図る制度が必要である。
 - 劇場、音楽堂等間の連携についても触れるべきである。劇場、音楽堂等間の連携が強くなれば、人材の交流や作品の流通の可能性も高まる。国は、劇場、音楽堂等の地域的連携や、分野的連携を促進すべきである。
 - 地域内だけでなく、地域を越えたエリアでの、複数の劇場、音楽堂等が連携して事業を展開することについても推進すべきである。

(2) 基本的施策

- ② 地域の文化芸術活動の活性化について
 - 地方においても、高い水準の公演等が鑑賞できるようにしてほしい。
 - 地方におけるオペラ上演については、例えばイギリスの巡回オペラ団体の活動（毎年3シーズン、5～6都市を一週間前後ずつ巡業）などが参考になるのではないか。
 - 地方において本物の文化芸術に触れる機会が提供されるよう、「舞台芸術の魅力発見事業」の復活を望む。
- ③ 劇場、音楽堂等のより良い運営に向けた指針の作成について
 - 指針の作成においては、安全な施設の維持、充実に関することについても、留意すべき事項や参考となる事項を示すことが必要である。
- ④ 劇場、音楽堂等の機能を十分に発揮するための人材養成等について
 - 大学において、劇場、音楽堂等の現場において必要となる実践的な資質・能力を育成する機会を確保するため、劇場、音楽堂等や芸術団体等における長期インターンシップ制度を検討し、各部門に応じたインターンシッププログラムの開発や、受入れ側の支援の制度化等を検討することが必要である。

- 劇場、音楽堂等は、その創造発信活動を通じて芸術家の育成に関わっており、芸術家にとって劇場、音楽堂等が提供する現場は貴重な能力伸長の場であるため、そうした劇場、音楽堂等の役割を発揮するための施策についても記載すべきである。
- 舞台芸術に携わる専門家の育成は、大学等の高等教育機関だけでなく、文化芸術団体等によっても行われており、そのことを明確にすべきである。今後、劇場、音楽堂等を拠点として人材を充実していくとしても、人材養成において文化芸術団体等が果たしてきた役割がなくなることはなく、相互補完の関係が続くと考える。
- アートマネジメントに係る人材についてのみ言及しているが、舞台技術者についても明記すべきである。
- 劇場、音楽堂等の機能を発揮させるためには、多角的な視野を持ち、専門性のあるインテリゲンチヤ、多層的なスタッフが必要であり、まずは人材育成を最大の課題とすべきである。
- ⑥ 子どもへの文化芸術を体験する機会の提供について
 - 子どもに文化芸術を体験する機会を提供することについては賛成である。
 - 子どもが文化芸術を「体験」することが重要であるが、鑑賞あつての体験であり、「鑑賞」についても明記すべきである。
- ⑦ 劇場、音楽堂等の取組に係る良好事例に関する情報の収集及び提供について
 - 共同制作や共同公演の実施は、制作経費の削減など効率的な取組に資することは言うまでもないが、こうした効果を含め、共同制作等による様々な効果を情報提供等することによって、より高い水準の舞台芸術を創造することを目指すことが重要である。
 - 大学が、当該地域の劇場、音楽堂等の取組に係る事例研究を集積し、その成果を劇場、音楽堂等に提供することも有効と考えられる。

5. 劇場、音楽堂等の運営に係る留意事項等

(1) 劇場、音楽堂等に係る専門的な能力を有する人材の確保について

- 劇場、音楽堂等における業務に従事する職員の多くが委嘱や派遣、非常勤であるため、必要な人材を確保することが困難であり、ノウハウの蓄積もしにくい。様々な採用形態を容認しつつも、常勤職員の人材確保の必要性と、他方で職員の固定化による弊害を除くための流動化の必要性を示すべきである。
- 国が、専門的な人材を地方の中・小規模の劇場、音楽堂等に派遣する制度等が必要である。
- 地域住民の文化芸術活動を支援する能力を有する人材の確保の重要性についても記述すべきである。

- 地域の劇場を支える人材について、企画力・調整力・広報力・創客力の総合力が求められているが、なかでも「営業力」の育成が重要である。地域の団体等とのネットワークづくりを積極的に推進する人材が必要である。
- 「企画制作に係る能力」について、公演に着目しているが、狭すぎないか。地域住民が求めているものが公演を企画制作する能力だけなのか、実施する事業の対象は地域住民だけなのかを含め、整理すべきである。劇場、音楽堂等において行われる事業の目的・目標設定と事業の展開こそがアートマネジメントであると考え。
- 施設のミッションや役割に応じた適切な経営ないし運営を行う能力が求められるのであり、マーケティングやアカウンタビリティ、ファンドレイジングはその能力の一部である。「マーケティング等に係る能力」という表記を再検討すべきである。
- 企画制作に係る能力、マーケティング等に係る能力、舞台設備等の利用に係る技術力のみならず、正確な予算決算処理や、複雑かつ多様な就業形態における適切な労務管理などが要求される経理・庶務部門における専門的人材の確保・育成も必要である。

(2) 劇場、音楽堂等に配置される人材に係る資格について

- 優れた創造、公演活動の実現には、安全性の確保と創造性の実現を両立できる能力の高い舞台技術者が必要であり、「劇場等演出空間の運用および安全に関するガイドライン」（劇場等演出空間運用基準協議会）に基づく体制づくりと育成が重要である。

(3) 指定管理者制度の運用について

- 指定管理者制度の運用について、現状の問題点を踏まえた指摘がなされており、評価する。
- 指定管理者の選定にあたっての留意点として、文化芸術の持つ力を最大限に活かして育て上げていくため、その劇場、音楽堂等の長期的ビジョンや役割・機能・人材の育成等といった点を記載してはどうか。
- 地方公共団体においては、指定管理者について貸館利用率や入場者数、集客率等の定量的な評価に陥ることなく、定性的、総合的な評価や運用確認が求められる。